

生徒指導規程

神石高原町立豊松小学校

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、神石高原町立豊松小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、教育目標を達成するためのものである。このため、義務教育9年間の見通しを持った指導について小中の連携を図りながら、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装・身だしなみ

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める服装のきまりを守る。
 - 学校で規定された制服・帽子を着用する。
 - 体操着は学校で規定の体操着を着用する。
 - 上着丈、ズボンやスカート丈は標準のものとし、改造しないこと。
 - ポロシャツはズボンやスカートから出ないように中に入れる。
 - 制服の下に白・黒・紺・グレー・ベージュの派手でないセーターやカーディガン・ベストを着用してもよいが、袖からはみ出たり、パーカーなど背中にはみ出したるものは着用してはいけない。
 - 体調や天候によって制服（上着）やセーター・カーディガン・ベストを着たり脱いだりしてもよい。その際、制服を着用せずにセーターやカーディガン・ベストのみで温度調節をしてもよい。
 - 手袋やマフラー類は寒いときに着用してもよい。原則、校舎内では着用しない。
- 2 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく華美にならない形として学校で定める。
 - 頭髪を染める、パーマをかけるなど故意に手を加えることはせず、清潔で自然な髪形や長さであること。
 - 前髪は目にかからない程度に切るか結ぶ。
 - 髪どめは、黒・紺など派手でない、飾りのないものとする。（シュシュ等飾りがついているものはつけない。）
- 3 靴や靴下は、学習にふさわしい形と色のものにする。
 - 靴は、運動しやすい形のもので、厚底やハイカットは不可とする。
 - 靴や屋内シューズはかかとを踏んではかないこと。
 - 靴下やタイツ・ストッキング・レギンスは、白・黒・紺・グレー・ベージュ（ワンプoint可）を基本とし、安全を考慮して引っかかりにくい形状のものとする。
- 4 手首や足首等にアクセサリー（ミサンガ、ラバーブレスなど）はつけない。

第3条 校内での生活時間

- 1 学校は、集団生活の規律を維持し、だれもが気持ちよく過ごすことができるよう生活時間を定める。
- 2 授業や活動の開始の合図とともに始められる（ベル着）ように、時間を守り移動・準備をする。

第4条 学校内での行動

- 1 礼儀正しくけじめある生活、丁寧な言葉づかい、気持ちのよいあいさつをし、誰もが気持ちよく生活できるようにする。
- 2 用がないのに他の教室や部屋に出入りしない。用事がある場合は挨拶をし、要件をはっきり伝える。
- 3 始め・終わりの挨拶を規律正しく行い、1時間の授業を大切に目標を持って集中して取り組む。
- 4 学習に集中し、用がないのに教室から出歩かない。
- 5 学習具・遊具・施設備品等を大切に使用し、責任を持って片づけや返却をする。
- 6 係活動、当番活動は責任をもって、進んでする。
- 7 清掃は、互いに協力し時間いっぱい黙って取り組むとともに、進んで環境美化に努める。
- 8 保健室利用は、担任に伝え許可を得るとともに、保健室使用の決まりを守る。

第5条 所持品

- 1 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。
(忘れ物をした際には、登校後すぐに担任に報告する。)
- 2 筆箱の中身についての約束を守り、シャープペンシルは持って来ない。
- 3 学校生活に不必要な金品や刃物などの危険物は持参しない。
(キーホルダーは2個までとし、安全なものならつけてもよい。)
- 4 携帯電話や情報通信機器、カメラ・ゲーム・まんがなどを持ち込まない。
- 5 必要な場合は持ち物検査を行い、違反があった場合は、学校で預かり保護者へ返す。
違反の繰り返しや事実が重大な場合は特別な指導を行う場合がある。

第6条 欠席等の手続き

- 1 欠席・遅刻等の場合は、原則として保護者が必ず始業の時刻までに連絡する。
- 2 早退等の場合は、少なくとも1時間前までには連絡をする。

第7条 通学

- 1 児童の通学に関しては、徒歩・通学バス等学校の規定方法による。
- 2 届け出た通学路で登下校をし、登校は午前8時までに完了する。寄り道をしない。
- 3 防犯ベルを着用し、交通ルールを守って登下校をする。熊情報があるときは、適宜鈴を身に付ける。
- 4 保護者が自家用車で送迎する場合は、学校下バス停までとする。
- 5 通学バス利用の児童は、登下校で通学バスを利用しない場合には、保護者が学校とバス会社に連絡する。
- 6 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導

- 1 学校生活に関する規定に逸脱している場合は、学校で指導するとともに、保護者に連絡して改善してもらう。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活

- 1 規則正しい生活（3点固定：起きる時刻・家庭学習を始める時刻・寝る時刻）を自主的に送る習慣をつけ、健康に留意する。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから家族に貢献するよう心がける。

第10条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 家からの金品の持ち出しや購入は必ず保護者の承諾を得る。
（承諾を得ずに、お金を持って遊びに行かない。子ども同士のおごり合いや貸し借りはしない。）
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをし、エアガンや花火など危険な遊びはしない。
- 4 友だちの家に遊びに行ったときなど、あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
（自転車に乗る時は左側を通行し、ヘルメットを着用する。）
（交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。）
- 6 帰宅時刻を守り、保護者の許可なく、夜間の外出や外泊はしない。
（帰宅時刻は、夏季：午後6時、冬季：午後5時）

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。また、必要に応じ警察などの関係機関と連携する。

（1）法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 交通違反
- ⑥ 性に関するもの
- ⑦ 薬物等乱用
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

（2）その他本校の規則等に違反する行為

- ① いじめ
- ② 授業妨害
- ③ 登校後の無断外出・無断早退
- ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

- ⑤ カンニング等の不正行為
- ⑥ 学校生活で必要のない物を持ってくる
- ⑦ 家出及び深夜徘徊
- ⑧ 怠学・怠業
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持出
- ⑪ 不健全娯楽
- ⑫ 携帯電話、インターネットの不健全使用に関するもの
- ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 特別な指導は、事実確認の上、次のとおりとする。

- (1) 説諭・反省・反省文の作成と保護者との連携
- (2) 反省指導を踏まえた保護者との面談
- (3) 器物を破損した場合は、経緯を明らかにし場合により弁償を求める。

第13条 反省指導は学校反省とし、別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

第14条 別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定する。

第5章 規程の周知

第15条 この規程は、児童を対象とする全校集会やPTA 総会などで保護者に説明するとともに、ホームページで公開する。

この規程は、平成23年11月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改正する。

この規程は、平成28年4月1日より改正する。

この規程は、平成30年4月1日より改正する。

この規程は、令和2年4月1日より改正する。

この規定は、令和6年4月1日より改正する。

この規定は、令和7年1月7日より改正する。